

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 厚木市複合施設への県機関の入居について 1
- 2 新型コロナウイルス感染症について 3
- 3 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について 12

1 厚木市複合施設への県機関の入居について

厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎の県機関について、厚木市が建設する複合施設への入居に向けた調整を進めており、現在の取組状況と今後の予定を報告する。

(1) 経過

平成30年3月 厚木市が県に複合施設への入居を要請

平成31年2月 厚木合同庁舎等の再整備について、総務政策常任委員会
に取組状況を報告

平成31年3月 県が厚木市に複合施設への入居方針を回答

令和元年度～ 複合施設への入居に向けた調整



(2) 市複合施設について

- 厚木市が本厚木駅至近（厚木市中町）に建設する施設で、市役所や図書館のほか、国の行政機関等が入居する予定。
- 厚木市は、設計施工一括発注方式により複合施設を整備することとしており、令和7年度以降の供用開始に向け、現在、基本設計を行っている。

(3) 取組状況

ア 県の入居方針

(ア) 入居方法

区分所有する。

(イ) 入居予定の県機関

県央地域県政総合センター、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所、
かながわ労働センター県央支所、県央教育事務所、
少年相談・保護センター（警察）、資源循環推進課（分室）、
技術管理課厚木南駐在事務所、砂防課厚木南駐在事務所

イ 厚木市との調整状況

- ・ 現在、県機関の使用面積、設備の仕様、費用負担等について調整中。
- ・ 県が負担する費用については、区分所有に伴う経費として、建設費等の持分割合相当額を厚木市に支払う方向で調整中。
- ・ 今後、複合施設の区分所有に係る債務負担行為を設定し、厚木市と、入居の確約や費用負担等に関する基本協定を締結する予定。

(4) 今後の予定

令和4年9月	第3回定例会に補正予算案提出 (債務負担行為の設定)
10月	県市基本協定締結 施設整備に係る事業者公募の公告（厚木市）
令和5年度	整備着手（厚木市）
令和7年度以降	整備完了（厚木市） 県機関入居、供用開始

※ 県が負担する費用の支払い時期等については調整中。

(5) その他

- ・ 特殊な車両の取扱いや資材庫の設置が必要となることから複合施設へ移転しない厚木土木事務所及び厚木水道営業所については、厚木南合同庁舎に集約する方向で調整する。
- ・ 厚木合同庁舎の跡地については、隣接する旧厚木警察署及び旧厚木児童相談所の跡地とあわせて一団の土地として利活用を検討する。



2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

7月9日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、803,076名となっている。

ア 症状別の状況

(7月9日現在)

入院 418名	重症 9名	中等症 336名	軽症・無症状 73名	宿泊施設療養 360名	自宅療養 22,715名	死亡 (累計) 2,243名

イ 新規感染者数の推移

発生届による新規感染者数

新規自主療養届発行者数

発生届による新規感染者数								新規自主療養届発行者数									
日	月	火	水	木	金	土	週合計	日	月	火	水	木	金	土	週合計		
5月15	16	17	18	19	20	21	週合計	5月15	16	17	18	19	20	21	週合計		
1905人	1640人	1887人	1928人	1673人	1858人	1816人	12707人	108人	60人	75人	59人	125人	76人	89人	592人		
22	23	24	25	26	27	28	週合計	22	23	24	25	26	27	28	週合計		
1917人	1378人	1919人	1707人	1357人	1574人	1468人	11320人	60人	96人	75人	68人	54人	58人	44人	455人		
29	30	31	6/1	2	3	4	週合計	29	30	31	6/1	2	3	4	週合計		
1346人	903人	1109人	1131人	824人	1027人	1090人	7430人	64人	37人	47人	52人	36人	32人	27人	295人		
6月5	6	7	8	9	10	11	週合計	6月5	6	7	8	9	10	11	週合計		
854人	746人	761人	823人	699人	787人	777人	5447人	21人	26人	32人	28人	29人	24人	20人	180人		
12	13	14	15	16	17	18	週合計	12	13	14	15	16	17	18	週合計		
717人	599人	652人	836人	652人	933人	895人	5284人	35人	18人	26人	20人	37人	28人	24人	188人		
19	20	21	22	23	24	25	週合計	19	20	21	22	23	24	25	週合計		
841人	624人	815人	918人	808人	1144人	1111人	6261人	37人	35人	31人	31人	35人	27人	36人	232人		
26	27	28	29	30	7/1	2	週合計	26	27	28	29	30	7/1	2	週合計		
1062人	752人	1091人	1263人	1242人	1519人	1749人	8678人	28人	35人	47人	34人	44人	65人	34人	287人		
7月3	4	5	6	7	8	9	週合計	7月3	4	5	6	7	8	9	週合計		
1815人	1814人	1939人	3037人	3130人	3677人	4009人	19421人	53人	57人	72人	123人	104人	116人	107人	632人		
10	11	12	13	14	15	16	週合計	10	11	12	13	14	15	16	週合計		
4304人									172人								

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

(2) 医療提供体制等

ア 感染状況に応じた病床確保

(ア) 病床確保フェーズ及び認定医療機関との協定

県では地域医療との両立を可能な限り図るため、令和3年4月に独自の「病床確保フェーズ」を設定し、適宜見直しを行いながら感染状況に応じた病床の確保を図っている。

また、確保した病床の実効性を高めるため、病床を有する各神奈川モデル認定医療機関と十分な調整を行った上で、病床確保フェーズに応じた病床数に関する協定を締結している。

参考 フェーズ毎の確保病床数

(単位:床)

病床の区分	フェーズ`1	フェーズ`2	フェーズ`3	フェーズ`4	災害特別
重症用	100	130	160	210	210+60
中等症・軽症用	900	1,170	1,540	1,890	1,890+340
合計	1,000	1,300	1,700	2,100	2,100+400

(イ) 感染状況に応じた病床確保の状況

昨年末からのオミクロン株の感染急拡大等による病床のひっ迫等の状況を受け、本年1月に中等症・軽症の病床確保フェーズを、2月に重症の病床確保フェーズを「災害特別フェーズ（計2,500床）」に引き上げ、神奈川県モデル認定医療機関に対して病床拡大に向けた協力を要請した。

その後、感染者数の減少に伴って病床利用率が低下したことから、本年3月以降、段階的に病床確保フェーズの引き下げを実施した。

なお、新型コロナの拡大前まで結核患者の受入を行っていた、県立循環器呼吸器病センター及び川崎市立井田病院において、7月4日以降、結核病床を順次再開している。

1月21日	県内の医療機関へ、中等症・軽症病床の病床確保フェーズを「3（1,540床）」から、「災害特別（2,230床）」に引き上げることを決定したことを通知した。
2月4日	県内の医療機関へ、入院受入の拡大などを要請した
2月10日	県内の医療機関へ、重症病床の病床確保フェーズを「3（210床）」から、「災害特別（270床）」に引き上げることを決定したことを通知した。
3月18日	県内の医療機関へ、重症及び中等症・軽症の病床確保フェーズを「4（2,100床）」に引き下げること決定したことを通知した。
4月7日	県内の医療機関へ、全ての病床確保フェーズを「4」から「3（1,700床）」に引き下げること決定したことを通知した。
4月21日	県内の医療機関へ、全ての病床確保フェーズを「3」から「2（1,300床）」に引き下げること決定したことを通知した。
6月13日	県内の医療機関へ、全ての病床確保フェーズを「2」から「1（1,000床）」に引き下げること決定したことを通知した。

イ 病床の確保状況

（7月8日現在）

区分	入院者数(a)	確保病床数(b)	即応病床数(c)	病床利用率(a/b)
重症	9人	210床	94床	4.29%
中等症・軽症	409人	1,890床	1,063床	21.64%
計	418人	2,100床	1,157床	19.90%

ウ 宿泊療養施設の確保運営

(ア) 宿泊療養施設の利用終了

東横 INN 湘南鎌倉藤沢駅北口については、ホテル側からの申し出により、6月30日をもって利用を終了した。

(イ) 新たな宿泊療養施設の確保

利用を終了した東横 INN 湘南鎌倉藤沢駅北口の代替として、7月12日よりJR東日本ホテルメッツかまくら大船（確保室数156室）の利用を開始した。（各宿泊療養施設の詳細は別紙1に記載）

(ウ) 法定点検等に伴う一時入所受入停止

ベストウエスタン横浜では、消防設備点検などの法定点検等を行うため、7月1日から20日までの予定で一時入所受入を停止している。

エ 自宅療養者への支援

(ア) 地域療養の神奈川モデル

自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。(実施状況は別紙2参照)

(イ) 自宅療養者等に係る生活支援事業

市町村が行う自宅療養者等への生活支援事業（食料品や生活必需品の提供又は購入代行、ごみの排出代行）に対し、事業実施に必要な個人情報（自宅療養者等の氏名、住所、連絡先、療養期間）を県から市町村に提供する。

<覚書締結状況>

	市町村名	覚書締結日	支援事業開始日
1	逗子市	令和3年4月22日	令和3年4月23日
2	海老名市		
3	愛川町		
4	清川村		
5	平塚市	6月21日	6月22日
6	秦野市		
7	伊勢原市		
8	鎌倉市	8月24日	8月25日
9	真鶴町	9月10日	9月13日
10	厚木市	9月15日	9月16日
11	大和市	9月28日	10月1日
12	中井町	9月30日	10月1日
13	箱根町		
14	南足柄市	11月1日	11月2日
15	小田原市	令和4年1月6日	令和4年1月11日
16	葉山町	2月7日	2月8日
17	大井町		
18	開成町	3月18日	3月22日
19	二宮町	4月13日	4月14日
20	松田町		

オ 高齢者施設における医療支援体制の強化

第6波における高齢者の感染対策及び重症化予防の課題を踏まえ、高齢者施設における医療支援の強化を行う。

(ア) 検査体制の確保・拡大

初発の陽性者が発生した入所系の高齢者施設のうち検査体制の無い施設に対し、県職員等で構成する「検体採取チーム」を派遣し、迅速な

検査を実施することにより、早期治療につなげる体制を構築する。

(イ) 高齢者施設データベースの整備

高齢者施設に対し協力医療機関との連携状況等を調査し、県、保健所設置市及び高齢者施設等クラスター対策往診医療機関等の関係者が高齢者施設における最新の医療連携情報を共有するためのデータベースを整備する。

(ウ) 高齢者施設等クラスター対策往診医療機関の開拓

高齢者施設において陽性者が発生し、協力医療機関において治療を行うことができない場合、施設を訪問して治療を行う「高齢者施設等クラスター対策往診医療機関」を開拓し、同医療機関と高齢者施設とのマッチングを行う。

カ 検査機会の拡大（検査無料化事業）

国の対処方針に基づき、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図るため、感染拡大傾向時に県が要請する無症状者の検査など、検査を無料で受けられる体制を整備している。

(ア) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

経済再開に向けて、飲食、イベント、旅行等の場面において、ワクチン接種歴や抗原定性検査キットを活用した検査結果の確認を推奨している。

a 対象者

ワクチン3回目接種未了者、全員検査対象者

b 検査方法

原則、抗原定性検査

※PCR検査は「10歳未満の受検」「高齢者等との接触を予定している場合」に限定

c 期間

令和4年8月末まで

(イ) 感染拡大傾向時の一般検査事業

レベル2相当以上で、各都道府県が実施を判断

a 対象者

都道府県知事が要請した場合、これに応じて住民が受検した検査

b 検査方法

PCR検査等、抗原定性検査とも実施可

c 期間

令和4年6月末で終了

キ 新型コロナワクチン接種

(ア) 追加接種（3回目接種）

a 対応方針

(a) 対象者

・2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供

(b) 使用するワクチン

- ・ 1・2回目接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー・モデルナ・ノババックスを使用

(c) 接種間隔

- ・ ファイザー・モデルナ：1・2回目接種の完了から5か月以上
- ・ ノババックス：1・2回目接種の完了から6か月以上

b 接種実績（7月6日現在）：5,651,568回

c 県の大規模接種会場

①新横浜国際ホテルマナーハウス南館(横浜市港北区新横浜3-7-8)

令和4年1月22日から3月22日まで

実績：32,527回

②県足柄上合同庁舎(足柄上郡開成町吉田島2489-2)

令和4年3月11日から3月28日まで

実績：2,077回

③ザ・ウィングス海老名(海老名市中央1-17-10)

令和4年4月6日から4月11日まで

実績：620回

④レンブラントホテル海老名(海老名市中央2-9-50)

令和4年4月13日から5月31日まで

実績：5,658回

(イ) 追加接種（4回目接種）

a 対応方針

(a) 対象者

- ・ 60歳以上の方
 - ・ 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等
- ※対象者は、重症化リスクが高いと医師が認めるものを含む。

(b) 使用するワクチン

- ・ 1・2回目及び3回目接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー・モデルナ)を使用

(c) 接種間隔

- ・ 3回目接種の完了から5か月以上

b 接種実績（7月6日現在）：96,605回

c 県の大規模接種会場

接種会場・実施期間（4回目接種）

レンブラントホテル海老名(海老名市中央2-9-50)

令和4年6月3日から7月27日まで

(1日100～1,000人程度、合計9,400人程度)

(ウ) 若年層への広報

新規感染者のうち 30 代以下の占める割合は3分の2と高くなって
いたことから、実際に感染した方の声や、ワクチン接種による発症予
防効果などを伝え、ワクチン接種を広く呼びかける動画・チラシを制
作、4月18日から公開した。

a 内容

- ・コロナの軽症ってこんなにツライんだ
- ・新型コロナワクチン3回目接種による発症予防効果など
- ・時期が来れば、早めの3回目接種を！

b 動画配信元

県公式 YouTube チャンネル「かなチャンTV」

(I) 武田社ワクチン（ノババックス）の接種開始

国内で新たに薬事承認された新型コロナワクチンである「武田社ワク
チン（ノババックス）」の1・2回目及び3回目接種を、県内3会場で
開始した。

a 武田社ワクチン（ノババックス）

武田薬品工業株式会社がノババックス社から技術移管を受けて、国内
の工場で製造する組換えタンパクワクチンであり、国内で承認された4
例目の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン

b 接種会場

- ・神奈川県大規模接種会場（レンブラントホテル海老名）
6月3日接種開始
- ・公益財団法人神奈川県予防医学協会中央診療所
6月3日接種開始
- ・クローバーホスピタル
6月7日接種開始

(3) 新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言

2年以上にわたり先駆的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症
への本県の対応を検証し、次のパンデミックに向けた提言を令和4年6月
10日に国へ提出した。

ア 提出先

内閣府特命担当大臣 山際 大志郎
厚生労働大臣 後藤 茂之

イ 主な内容

(ア) 有事における提言

パンデミックを有事と捉え、有事のスイッチが入れば、総理の強いリ
ーダーシップの下で、都道府県等が、実効性の高い医療の提供、行動制
限措置などを一元的に展開すること

(イ) 平時における提言

平時の対策、平時から有事への切り替え、有事における対策を実効的に行うための総理主導の健康危機管理司令塔機能の強化及び以下の項目を法的に担保する基本法を制定すること

- ・医療の感染症対応強化
- ・実働部隊強化
- ・情報基盤整備

(4) 将来に向けた課題解決のための検討

新型コロナウイルス感染症対策について協議を行うため、「神奈川県感染症対策協議会」を開催した。

ア 開催日

令和4年6月30日（木）

イ 議題

新型コロナウイルス感染症の保健医療体制における将来に向けた課題解決のための検討

ウ 概要

新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための検討の必要性及び「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針医療・福祉編」の策定について協議を行った。

<別添参考資料>

- ・参考資料1 新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための検討
- ・参考資料2 神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針医療・福祉編 Vol.1
- ・参考資料3 7月以降の COVID-19 拡大への対応

県宿泊療養施設の稼働状況一覧（7月12日現在）

	施設名	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	湘南国際村センター	葉山町	95	95	
	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	451	375	
	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	162	126	
	パークインホテル厚木（トラ ベルインを含む）	厚木市	282	234	
	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	206	188	
	リッチモンドホテルプレミア 武蔵小杉	川崎市中原区	302	247	
	東横 INN 新横浜駅前新館	横浜市港北区	288	249	
	ベストウエスタン横浜	横浜市鶴見区	185	118	法定点検等のため7月1日 より7月20日まで受入れを 停止中
	東横 INN 横浜スタジアム前 I、II	横浜市中区	441	404	
	ホテルグリーン	小田原市	23	16	
	R & Bホテル新横浜駅前	横浜市港北区	247	199	
J R 東日本ホテルメッツ かまくら大船	鎌倉市	156	130	7月12日より利用開始	
県の確保施設総室数			2,838	2,381	
その他	相模原宿泊療養施設	相模原市	40	40	

地域療養の神奈川モデル実施状況（7月4日現在）

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	対応実績				
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
横浜市※ (12月8日～)	1,974	0	71	74	181	1,768
川崎市 (12月23日～)	695	0	20	34	40	640
相模原市 (11月8日～)	3358	14	7	53	78	3236
横須賀市 (6月1日～)	1363	88	0	466	126	1193
藤沢市 (令和3年3月23日～)	3,374	249	0	892	232	3,087
茅ヶ崎市 寒川町 (11月1日～)	517	0	6	8	2	457
平塚市 (7月6日～)	863	97	0	373	77	772
鎌倉市 (5月11日～)	833	235	461	1031	107	697
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9月1日～)	831	31	2	295	43	769
逗子市 葉山町 (9月27日～)	414	12	0	117	18	392
三浦市 (7月6日～)	218	4	0	54	16	195
秦野市 伊勢原市 (11月8日～)	527	3	0	56	15	503
厚木市 愛川町 清川村 (7月28日～)	1412	70	1	380	110	1291
大和市 (10月20日～)	989	289	0	309	40	932
海老名市 (10月5日～)	384	29	0	32	14	363
座間市 綾瀬市 (11月24日～)	834	62	4	58	17	784
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町 (12月1日～)	271	1	0	17	6	259
大磯町 二宮町 (12月25日～)	258	0	0	497	4	255
合計	19,115	1184	572	4,746	1126	17,593

3 「条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、原則、5年を経過するごとに条例を見直すこととしており、今回、次の条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(1) 条例の見直し結果

ア 総括

見直し結果	条例数
改正及び運用の改善等を検討する	0
運用の改善等を検討する	0
改正を検討する	1
廃止を検討する	0
改正・廃止及び運用の改善等の必要なし	0

イ 概要

条例名	見直し結果
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等を踏まえた基本的施策の位置づけ等、さらに効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進していけるよう、改正を検討する必要がある。

ウ 見直しの結果に基づく措置

令和5年第1回定例会に改正議案を提出予定

第1号様式 (第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	神奈川県歯及び口腔 ^{くわう} の健康づくり推進条例				
条 例 番 号	平成23年神奈川県条例第1号	法 規 集	第8編第7章第3節の2		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課				
条 例 の 概 要	<p>歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>歯及び口腔の健康づくりは、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、県民の歯及び口腔の健康づくりに係る関係者の役割や県の基本的施策等を定める本条例は、必要な条例である。</p>			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>本条例に基づき、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定し、効果的な施策や、市町村・関係団体等と連携した取組みを推進しており、有効に機能している。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等を踏まえた基本的施策の位置づけ、歯及び口腔の健康が全身の健康に影響を与えることの明確化などにより、さらに効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進していけるよう、条文の改正や追加を検討する必要がある。</p>			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>本条例及び歯及び口腔の健康づくり推進計画に基づき、計画的に施策を推進しており、また、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会において、施策の実施結果等についての意見聴取や評価を受けるなど、効率的に推進している。</p>			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	<p>「かながわブランドデザイン」実施計画の主要施策として「歯及び口腔の健康づくりの推進」が位置づけられており、県政の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	<p>本条例は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、総合的かつ計画的に施策を実施するために定めたものであり、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念とも合致しており、憲法、法令に抵触しない。</p>			
	その他	<p>近年の歯科保健の在り方等の変化を勘案し、用語等規定の整備を検討する必要がある。</p>			
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等を踏まえた基本的施策の位置づけ等、さらに効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進していけるよう、改正を検討する必要がある。</p>			